

IFRS Digest 2013.10-11

有限責任 あずさ監査法人 IFRS 本部

本稿は、あずさ監査法人のホームページ上に掲載している IFRS Digest (<http://www.azsa.or.jp/serviceline/ifrs/news/ifrs-digest/index.html>) を部分的に抜粋、再編集した、2013年10月1日から2013年11月30日までの国際財務報告基準 (IFRS) を巡る、国際会計基準審議会 (IASB)、米国財務会計基準審議会 (FASB) および企業会計基準委員会 (ASBJ) の主な動向、ならびに欧州、米国および日本の監督機関における IFRS の導入・適用を巡る動向についての要約である。さらに詳しい情報については、あずさ監査法人ホームページの **IFRS Digest 13-10**、**IFRS Digest 13-11** を参照のこと。

I IASB および欧州等の動向

IASB の動向

1. ヘッジ会計の改訂を含むIFRS第9号 (2013年版) の公表 (2013年11月19日)

IASBは、IFRS第9号 (2010年版) の改訂を公表した。本改訂には以下の内容が含まれている。

- 新ヘッジ会計
- 公正価値オプションを採用した金融負債の包括利益計算書上の表示に関する IFRS 第9号の規定を、単独で早期適用可能とする規定の導入
- IFRS 第9号の2015年1月1日という強制適用日の削除

新ヘッジ会計は、IAS第39号のヘッジ会計の規定を改訂することにより、リスク管理活動をより適切に反映できる会計の仕組みを目指すものである。現行規定からの主な変更点は以下のとおりである。

- 適格ヘッジ手段・適格ヘッジ対象の範囲が拡大された。
 - 有効性の評価に際しては、ヘッジ手段とヘッジ対象との経済的関係に注目し、将来に向かっての判定を行う。過去に遡った有効性評価 (いわゆる事後テスト) の要請は廃止され、80-125%の数値規準も削除された。
 - オプションの時間的価値などに、新たな会計処理方法が導入された。
- なお、IAS第39号のヘッジ会計の継続適用も、会計方針の選択として認められる。

2. 「確定給付制度：従業員拠出 (IAS第19号の改訂)」の公表 (2013年11月21日)

IASBは、「確定給付制度：従業員拠出 (IAS第19号の改訂)」を公表した。本改訂により、IAS第19号「従業員給付」に実務上の簡便法が追加された。これにより、確定給付制度の規約で要求される従業員または第三者による拠出が勤務に関連するものであって、その金額が勤務年数と関係しない場合は、その勤務が行われた期間の勤務費用の減額として認識することが容認される。

3. IFRS財団モニタリング・ボード憲章およびIFRS財団との覚書の改訂 (2013年10月31日)

IFRS財団の監視責任を有するモニタリング・ボードは、一連のIFRS財団のガバナンス改革を踏まえて検討を進めてきた、「IFRS財団モニタリング・ボード憲章」および「IFRS財団の枠組み強化のための覚書」の改訂が終了した旨を公表した。

今回の改訂により、モニタリング・ボード憲章に、モニタリング・ボードのメンバーとなるための要件ならびに、メンバーの定期的な見直しおよび新たなメンバーの選定プロセスに係る規定が付録A、Bに追加された。IFRS財団モニタリング・ボードのメンバーとなるための要件は図表1のとおりである。

メンバーの定期的な見直しは3年ごとに実施するものとされている。

なお、モニタリング・ボード憲章の付録Cにおいて、最大4席のメンバーの追加とIOSCOとの協議により2席の交代制のメンバー制度を設ける旨の注記が新たに付されている。

また、覚書については、主に、IASB議長への選出に関するモニタリング・ボードの責任についての記述が追加された。

4. 開示イニシアチブに係るスタッフグループの設立 (2013年10月10日)

IASBは、財務情報の開示方法に関する短期および中期戦略の一環として、開示イニシアチブに対応する、新たなスタッフグループを設立することを発表¹した。開示に関する対応は、2013年1月にIASBがロンドンで開催した、**開示に関するディスカッション・フォーラム**以降に、本格化されている。2013年6月には、IASBのHans Hoogervorst議長が、開示イニシアチブの最初のステップとして、10の論点の計画を公表²している。

5. IFRS諮問会議 (IFRS Advisory Council) のメンバーの指名 (2013年11月25日)

IFRS財団の評議員会は、14名のIFRS諮問会議の新たなメンバーを指名したことを公表³した。日本からは、公益社団法人日本証券アナリスト協会の熊谷五郎氏が指名された。新メンバーの任期は2014年1月1日からである。

IFRS諮問会議は、IFRS財団の評議員会やIASBに対する公式の助言機関である。IFRS諮問会議は、IFRS財団の戦略的方向性、技術的なワークプランや優先順位について助言を行っており、IFRS財団と年3回会議を開催している。IFRS諮問会議の構成員には、財務諸表作成者、学者、監査人、規制当局、専門的会計団体、基準設定主体、および投資家、アナリスト、その他の財務諸表利用者が含まれる。

6. IFRS財団の評議員の指名 (2013年11月26日)

IFRS財団の評議員会は、2名の新たな評議員を指名したことを公表⁴した。

IFRS財団の評議員会は、IASB、IFRS解釈指針委員会 (IFRS-IC) およびIFRS諮問会議メンバーの任免、活動資金の調達、

IASBの活動状況の監督等に責任を有する。また、評議員会は、IASBおよび新たに創設されたモニタリング・ボードと定期会合を開催し、監督機能の強化を図っている。評議員会は、IASBの作業とIFRSの厳格な適用を奨励しているが、基準書に係る、いかなる技術上の問題にも関与しない。

7. IFRS財団評議員会のMichel Prada議長のスピーチ (2013年10月16日、11月12日)

IFRS財団評議員会のMichel Prada議長は2013年10月16日、フランクフルトで開催されたIFRS財団評議会でスピーチ⁵を行った。Prada議長はスピーチの中で、(a) 欧州におけるIFRS適用による利益の保護、(b) 会計基準設定の複雑性および難しさ、および(c) 財務報告の将来について述べている。このうち(a)の欧州におけるIFRS適用による利益の保護では、欧州でのIFRSへの移行は成功していると述べている一方で、Philippe Maystadt氏のレポートを引用し、IFRSの一部を改訂したり、エンドースしなかったりした場合は、他の地域と整合しない基準を有することになると警告している。

また、Michel Prada議長は2013年11月12日、東京の財務会計基準機構 (FASF) 主催の会合でスピーチ⁶を行った。Prada議長はスピーチの中で、(a) グローバル会計基準、(b) グローバル会計基準としてのIFRSの進歩、(c) IFRS開発のために日本が果たしているリーダーシップ、および(d) アジア・オセアニアオフィスについて述べている。このうち(a)のグローバル会計基準では、各国・地域の選好や会計上の伝統を反映するために、特定の規模が大きい国・地域がIFRSを個別に微調整したような場合、他の国・地域へも影響が及ぶことを懸念している。また、(b)のグローバル会計基準としてのIFRSの進歩では、日本のIFRS導入への取組みについて触れ、IFRS適用会社を増やすために日本で実施された建設的なくつかのステップは、喜ばしいことであるものの、これらが、IFRSへの完全移行に向けてのステップとして日本で受け止められることを望んでいる、とも述べている。さらに、(c) IFRS開発のために日本が果たしているリーダーシップについて、日本がIASB

図表1 IFRS財団モニタリング・ボードのメンバーとなるための要件

一般的事項	各国の財務報告の設定責任を有する資本市場当局である。
IFRSの使用	以下の事項について明確なコミットメントを行っている。 <ul style="list-style-type: none"> IFRS適用に向けての取組み 最終目標としての単一の高品質な国際的会計基準の世界的受容の促進 適用するIFRSは、限定的な例外を除いて、IASBが開発したIFRSと本質的に同等なものであること
量的要素	グローバルな状況において、資金調達のための主要な市場であるとみなされている。
質的要素	<ul style="list-style-type: none"> IFRSの設定に関して、継続的に資金の拠出を行っている。 関連する会計基準の適切な適用を保証する強固な執行メカニズムが整備、運営されている。 関連する国または地域の基準設定主体は、IFRSの開発に関して積極的に貢献することをコミットしている。

および関連組織で果たしている重要な役割について言及するとともに、最後に (d) アジア・オセアニアオフィスについて、次のステップとして、各国・地域の会計基準設定主体と協力して、リサーチ・プロジェクト等を通じてIASBの基準設定活動に協力することを期待すると述べている。

8. 最近開催されたIFRS関連の国際会議等

2013年10月1日から2013年11月30日までに開催された主な国際会議は以下のとおりである。

- IFRS 諮問会議 (2013年10月14-15日、ロンドン)
- IFRS 財団評議員会 (2013年10月16-17日、フランクフルト)
(前述参照)
- FASB と ASBJ の定期会合 (2013年10月15-16日、東京)
(後述参照)
- 第13回日韓三カ国会計基準設定主体会議 (2013年11月6日、東京)

欧州の動向

1. ESMAが執行決定データベース抜粋 (第14回) を公表 (2013年10月29日)

欧州証券市場監督局 (European Securities and Markets Authority : ESMA) は、**執行決定データベース抜粋 (第14回)** を公表した。この抜粋からは、EU加盟国の各規制当局等が、どのような会計処理がIFRSに準拠していると考えたか (ある会計処理が基準書やIFRIC解釈指針で許容される範囲内か) を読みとることができる。ただし、ここで示された決定はIFRSの解釈を意味するものではなく、解釈を行う役割はIFRS解釈指針委員会にある点に留意が必要である (なお、日本公認会計士協会 (JICPA) は、執行決定データベース抜粋の第13回までの仮訳を公表している)。

II 米国の動向

FASBの動向

1. FASBのRussell G. Golden議長のスピーチ (2013年10月16日、28日)

FASBのRussell G. Golden議長は2013年10月16日、経団連および財務管理者協会 (Financial Executives International : FEI) 日本支部との会合でスピーチを行った。Golden議長は、スピーチの中で、経団連が2013年6月10日に公表した文書「**今後のわが国の企業会計制度に関する基本的考え方～国際会計**

基準の現状とわが国の対応～」と企業会計審議会が2013年6月19日に公表した「**国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針**」に触れ、両文書の内容はFASBと共通の領域の概要を示しておりグローバルの議論に非常に貢献していると述べている。

Golden議長はまた、2013年10月28日にハワイで開催された全米州政府会計委員会 (National Association of State Boards of Accountancy : NASBA) の第106回定期会議で、一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) の将来についてスピーチを行った。

両スピーチの共通の内容として、Golden議長は、FASBの最優先事項は自国の資本市場における投資家および財務情報利用者の利益のために財務報告を改善することであるが、この取組みは、自国の資本市場以外 (GAAPを利用・参照している他の主要な会計基準設定主体や規制当局、およびそれらの国・地域で財務報告を公表している企業の市場関係者) の利益にもなると述べている。FASBは、この目的を達成するために、GAAPの開発やIFRSの開発への積極的参加等を通じて、GAAPを改善するとともに、国際的な財務報告の改善 (品質、比較可能性、首尾一貫性の向上) や財務報告間のコンバージェンスに取り組むと述べている。

2. のれんの償却に関する非公開企業に対する基準の承認および公開企業に対する検討の開始 (2013年11月25日)

FASBは、米国非公開企業協議会 (PCC) が2013年9月30日-10月1日に決定したPCC Issue 第13-01B号「**のれんの会計処理**」を承認 (endorse) した。

PCC Issue 第13-01B号は、非公開企業に対する企業結合後ののれんの会計処理に関して、以下の規定を提案している。

- のれんを10年間 (または、特定の状況においては10年未満の期間) にわたって償却することを認める
- 減損テストは、被取得企業の公正価値が帳簿価額を下回ることを示すトリガーとなるイベントが発生した場合にのみ実施する
- 減損テストは、報告単位レベルではなく、企業レベルで実施する

FASBはまた、PCC Issue 第13-01B号ののれんの会計処理について、公開企業 (および非営利組織) への適用可能性について検討するためのプロジェクトをアジェンダに追加することを決定した。FASBは、以下の4つの論点について追加的なアウトリーチおよびリサーチを実施するようスタッフに指示した。

- PCCの代替案
- 特定の上限年数を超えない範囲での耐用年数にわたるのれんの償却
- 取得時におけるのれんの即時償却

－ 減損テストの簡素化

なお、FASBは同時に、非公開企業に対する特定の種類の金利スワップのヘッジ会計についての簡便的な処理を認める、PCC Issue 第13-03A号「変動受・固定払金利スワップヘッジ会計の簡素化」についても承認している。

Ⅲ 日本の動向

金融庁の動向

1. 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令等の公布・施行 (2013年10月28日)

金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令等を**公布・施行**した。

本改正は、金融庁の企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が2013年6月20日に公表した「**国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針**」を踏まえ、IFRSの任意適用が可能な会社(特定会社)の要件を緩和するために行われたものである。本改正により、従前のIFRSの任意適用要件のうち、「上場企業」の要件および「国際的な財務活動・事業活動」の要件が撤廃された。これにより、IFRSの任意適用の要件は、「IFRSに基づいて作成する連結財務諸表の適正性を確保する取組・体制の整備」のみとなった。

また、IFRSに基づく中間・四半期連結財務諸表の作成を各四半期または上半期からも可能とする改正もあわせて行われた。

なお、株式公開を行う特定会社がIFRSに基づいて作成した連結財務諸表を有価証券届出書に記載する場合には、日本基準に基づいて株式公開を行う場合と異なり、比較情報を含む最近2連結会計年度に係る連結財務諸表(すなわち3期分の連結貸借対照表と3期分の連結損益計算書等)を記載し、また、監査報告書については、当該比較情報を含む最近2連結会計年度の連結財務諸表について添付することが必要とされる(金融庁のHPで公表された「**『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)』等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方**」(No.4～7、12)。

ASBJの動向

1. IFRSのエンドースメントに関する作業部会 (2013年10月8日、23日および11月21日)

ASBJは2013年7月25日に「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」(以下「作業部会」という)を設置し、IFRSのエンドースメント手続を進めるための検討を行っている。

2013年10月8日、23日に**第3回**、**第4回**の作業部会が開催され、連結、金融商品、初度適用、財務諸表注記等の項目について、エンドースメントに向けて、今後の検討が必要な項目の候補の抽出が行われた。

2013年11月21日に開催された**第5回**の作業部会では、第4回までに抽出された「検討が必要な項目の候補」に関する詳細な分析が開始された。

2. FASBとの定期会合 (2013年10月15-16日)

ASBJとFASBが年に2回、定期的で開催している定期会合の**第15回**が東京で開催された。今回の会合では、お互いの活動の最新状況を確認するとともに、各国会計基準設定主体等の関係者間の継続的な協調関係のあり方について意見交換が行われた。また、主として、次の個別プロジェクトの状況について議論が行われた。

- － IASBが審議を行っている「概念フレームワーク」および「マクロ・ヘッジ会計」
- － FASBとIASBが共同審議を行っている、「リース」および「保険契約」

その他

1. 「アンケート調査結果報告－国際財務報告基準の適用における実務上の対応(製造費用関係)に関する調査－」の公表 (2013年10月11日)

日本公認会計士協会(会計制度委員会)は、会計制度委員会研究資料第5号「アンケート調査結果報告－国際財務報告基準の適用における実務上の対応(製造費用関係)に関する調査－」を公表した。この報告書は、日本企業がIFRSを適用した場合に、原価計算の製造費用項目に含まれる範囲やその会計処理にどのような影響を及ぼすかについてアンケートやヒアリングを実施し、研究資料として取りまとめたものである。この報告書は、最近の日本のIFRS任意適用の拡大の方向性を受けて、実務における有用な情報を提供することを目的として作成されている。

2. 新指数「JPX日経インデックス400」の算出・公表開始 (2013年11月6日)

株式会社日本取引所グループおよび株式会社東京証券取引所と株式会社日本経済新聞社は、JPX日経インデックス400 (JPX-Nikkei Index 400) を共同開発し、来年初から算出を開始することを公表した。当該指数は、資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たす、「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される。

銘柄選定は、一定のスクリーニングを経て、定量的な指数(3年平均ROE、3年累積営業利益、選定基準日時点における時価総額)に加えて、定性的な要素を考慮して決定される。IFRS採用(ピュアIFRSを想定)または採用の決定は、対象銘柄の選定にあたって、定性的な加点要素とされる。

新指数は、2013年6月13日付で自由民主党から公表された「国際会計基準への対応についての提言」の中で、国際基準として評価される新指数「グローバル300」(仮称)を取引所に創設することが提案されていたことを受けて公表されたものである。

3. IFRS任意適用に関する実務対応参考事例の改訂 (2013年11月15日)

日本経済団体連合会の「IFRS実務対応検討会」は、「IFRS任意適用に関する実務対応参考事例」の改訂版を公表した。今回の改訂では、新たに「資産の減損」の項目が追加されている。

【バックナンバー】

- 「IFRS Digest」(AZ Insight Vol.56/Mar 2013)
- 「IFRS Digest 2013.1-3」(AZ Insight Vol.57/May 2013)
- 「IFRS Digest 2013.4-5」(KPMG Insight Vol.1/July 2013)
- 「IFRS Digest 2013.6-7」(KPMG Insight Vol.2/Sep 2013)
- 「IFRS Digest 2013.8-9」(KPMG Insight Vol.3/Nov 2013)

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡ください
ますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
IFRS 本部
TEL: 03-3548-5112 (代表電話)
AZSA-IFRS@jp.kpmg.com
担当: 加藤 邦彦、島田 諤子

すらすら図解 IFRSのしくみ



2013年10月刊
【編】有限責任 あずさ監査法人
IFRS 本部
中央経済社
A5判 192頁 2,100円(税込)

2013年8月より、ASBJにて「エンドースメントされたIFRS」の検討がはじまったとともに、金融庁からはIFRSの任意適用要件を大幅に緩和するための内閣府令案が公表されています。今後もIFRSの適用に関する動向については、注視していく必要がありますが、現在の我が国を取り巻くIFRSの動向、およびすでに世界の多くの国でIFRSが実際に採用されていることを考えると、IFRSの基本的な考え方を理解しておくことは、経理担当者や財務諸表の利用者だけでなく、企業の経営者や経理以外の担当者にとっても非常に重要であると考えられます。

本書は、このような背景のもと、より多くの方の理解の一助としていただくことを目的に、IFRSの特徴的な考え方や日本基準との主な違い、実務で影響が大きいと思われる箇所について、図解様式(見開き2頁で完結)で、わかりやすく解説しています。また、会計基準を理解するうえで重要と思われる、基本となる考え方や背景についても本文やコラムにて紹介しています。

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.or.jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.